様式第１号(第２条関係）

　　　　　　　　　 住宅用家屋証明申請書

　　　　　　　　　　　　　　 (ア) 第４１条

　　　　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ａ)　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｂ)　建築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　　　　　 特定認定長期優良住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｃ)　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｄ)　建築後使用されたことのないもの

|  |  |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令 | 認定低炭素住宅 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｅ)　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｆ)　新築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　　　 (イ) 第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ａ)　第４２条の２の２に規定する特定の増改築等が

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｂ)　(ａ)以外

　　の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　　　(宛先）鶴ヶ島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　 在　　　　 地 |  |
| 建　　築　　年　　月　　日 | 　　　　　　 年　　　月　　　日 |
| 取　　得　　年　　月　　日 | 　　　　　　 年　　　月　　　日 |
| 取　　得　　の　　原　　因（移転登記の場合に記入） | （１）売買　　　　　　（２）競落 |
| 申　 請　 者　 の　 居　 住 | （１）入居済　　　　　 （２）入居予定 |
| 床　　　　　面　　　　　積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
| 構　　　　　　　　　　　造 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 造 |
| 区分建物の耐火性能 | （１）耐火又は準耐火　（２）低層集合住宅 |
| 工　事　費　用　の　総　額 ((イ) (ａ) の場合に記入） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 売　　　買　　　価　　　格 ((イ) (ａ) の場合に記入） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請書記載要領

　　　１　{　}の中は、(ア)又は(イ)を○で囲み、(ア）を○で囲んだ場合はさらに(ａ)

　　　　から（ｆ）までのうち該当するものを○で囲み、(イ）を○で囲んだ場合はさらに

　　　　　(ａ）又は（ｂ）のうち該当するものを○で囲むこと。

　　　２ 「建築年月日」の欄は、(ア）のうち（ｂ)､（ｄ）又は（ｆ）を○で囲んだ場合は

　　　　記載しないこと。

　　　３　「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(ア)(ａ)、(ｃ)

　　　　又は（ｅ）を○で囲んだ場合は記載しないこと。

　　　４　「取得の原因」の欄は、(ア）のうち（ｂ)､（ｄ）若しくは（ｆ）又は（イ）を○

　　　 で囲んだ場合に限り、(１）又は（２）を○で囲むこと。

　　　５　「申請者の居住」の欄は、(１）又は（２）のうち該当するものを○で囲むこと。

　　　６　「構造」の欄は、建築後２０年超２５年以内に取得された家屋について証明を申

　　　 請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。

　　　７　「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(１)

　　　　又は（２）のうち該当するものを○で囲むこと。なお、建築後使用されたことのあ

　　　　る区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コ

　　　　ンクリートブロック造､鉄骨造､鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

　　　　であるときは、(１）を○で囲むこと。

　　 ８　「工事費用の総額」の欄は､（イ）のうち（ａ）を○で囲んだ場合にのみ、租税特

　　　　別措置法施行令第４２条の２の２第２項第１号から第７号までに規定する工事の

　　　　種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。

　　 ９　「売買価格」の欄は､（イ）のうち（ａ）を○で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取

　　　　得の対価の額を記載すること。